

随意契約（相手方指定）調書

件名	不燃ごみの資源化業務委託	5200126
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	推定総額 109,542,950円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社要興業 (法人番号：7013301003168)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複数単価契約

業者選定理由書

件名	不燃ごみの資源化業務委託
指名業者 (案)	名称 株式会社要興業 所在地 東京都豊島区池袋2-14-8池袋エヌエスビル 代表者 代表取締役 木納 孝
特命理由	<p>本件は、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を行うために、区が収集した不燃ごみの資源化について委託するものである。 主管課では、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記業者は、平成29年度の本件試行実施に際し行なったプロポーザルにおいて、資源化実績や危機管理体制が優れ、環境に対する配慮について高い評価を獲得し、選定されたものである。 本委託業務については、「23区での受託実績」と、不燃ごみを搬入する処理施設が遠距離の場合は、運搬時間が長くなり作業効率が低下することから、「清掃リサイクル事務所から10km以内での処理施設の所有」の2つの条件を受託条件としており、この条件に該当する業者は2社のみである。上記業者以外のもう1社からは受託困難との回答があったため、本委託業務を受託できるのは上記業者のみである。 また、令和3年度においては、資源化率平均90%を維持し、安全かつ確実に資源化を行っており、これまでの業務履行状況は非常に良好である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)